

広島県告示第八百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年九月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

高光総領線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
神石郡神石高原町福永字中屋徳助田ノ上七三五九番一地从先から 神石郡神石高原町福永字滝合七〇三四番一地从先まで	一三・五〇〇 六〇・四〇〇	二・六〇〇 七・〇〇〇 一五・四〇〇 〇六四・四〇	敷地の幅員 (メートル) 延 (メートル)長
	一三五・二〇〇	二七二・八〇〇 一三五・二〇〇	